

消費者運動の歴史と消費者機構日本——市場経済への公共関与

私は 1967 年に都庁に就職し当時の経済局に勤務した。その年に知事に当選した美濃部亮吉氏は物価・消費者行政に力を入れた。有楽町の交通会館に消費者センターをつくるということで、私は備品の購入等を手伝った記憶がある。

当時の消費者行政は「製造・販売者側は消費者に対して圧倒的に情報を持っているので、行政は消費者の情報入手に助力することで経済活動のバランスを取ることができる」と考えていたように思う。

私は職員労働組合経済支部の役員をしていたがその時代の主なスローガンは「消費者行政の充実」「都市農業を守れ」などだった。消費者行政の充実では事業者に対する規制と消費者の相談対応・啓発が大きな柱だった。

その後、私が目黒区の消費生活係長になったころ、全国に出店が始まったスーパーマーケットの価格・品質表示が問題となっていた。消費者から通報があると自転車で飛んで行って店の責任者に注意するようなこともあった。

1980 年代に私が生活文化局の企画、計理、総務などの課長をしていたころは、自治体の消費者行政が行政改革の名のもとに縮小されようとしていた時代で、その流れに逆襲するように、消費者センターへの都民の相談が増えていることを挙げて、「消費者センターの充実」や「事業活動の適正化と被害の救済」が都の長期計画の 10 か年計画事業化されたりした。

その後も不適正な事業活動による消費者被害は絶えず発生し、私が計画部長になった時の 1995 年「とうきょうプラン」でも「事業活動の適正化と危害の防止」は「豊かで質の高い消費生活」の大きな柱となった。

こうして私の 36 年間に及ぶ都庁職員生活では、消費者行政を通じて、市場原理の世界に対する公共部門（国や自治体）がいかに関与するべきかが一貫して主要なテーマとなった。これが行き過ぎると経済の活力を奪って市場が成長しないし、不適正な市場活動を許しているとやはり市場は発展しない。「市場に対する公共の関与」という問題の立て方が大切である。

そう考えていたので都庁を辞めて公共政策大学院を明治大学に設置した時、私は設立理念として公共政策の定義として「公共部門の政策がいかにあるべきか」と「市場に公共がいかに関与すべきか」の二つを柱に据えた。

折しも 2007 年に消費者団体訴訟制度（差止請求）が施行され、消費者機構日本が適格消費者団体の第 1 号として認定を受けた。都が「事業活動の適正化と被害の救済」を掲げても法律上・実態上の裏付けがなければ実現できない。自治体が 20 年以上前から願ってきた制度がようやく実現したのである。

この時期には差止請求対象の拡大や景品表示法・特定商取引法・食品表示法・消費者契約法等の改正、消費者庁・消費者委員会の設立などが相次いで行われ、市場に対する公共関与が充実された時代でもあった。2000 年ごろのニューパブリックマネジメント（NPM）による小さな政府論による行き過ぎた規制緩和主義の弊害が目立ち、修正があったとも言える。

そういう時代の流れの中で消費者機構日本の会長というお話を 2009 年に頂いて私は喜んでお引き受けした。さっそく 2010 年に機構として初めての差止請求訴訟を起こすなど思い出も多く、大切な時期に関わらせて頂いて感謝している。

消費者裁判手続特例法による特定適格消費者団体の認可を受けるための財政基盤強化等の準備や機構設立 10 周年年記念行事など消費者庁との折衝や国会への要請活動もあって、理事や事務局をはじめ多くの関係者のご協力で機構は今日に至っている。

数十年にわたる消費者と自治体の「事業活動の適正化と被害の救済」という悲願と期待が消費者機構日本に寄せられている。機構の活動のますますの発展を願ってやまない。
(2026 年 10 月)



消費者機構日本元会長、
明治大学名誉教授：青山 脩